

データ連携WT_ファイル連携に関する 課題

2022年10月

デジタル庁

ファイル連携に関する課題の全体像

ファイル連携に関して取り上げるサブ課題は以下の通り。

2.1.1.ファイルサーバの構築主体・配置の規定

2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様

① 独自施策システム

② 外部システム

2.1.3.認証認可方式の規定

2.1.4.データ出力タイミング（日次/月次/年次）の規定

2.2.その他ファイル連携に関するサブ課題への対応方針案

2.1.1.ファイルサーバの構築主体・配置の規定

共通機能の実装方法は、各事業者のパッケージの提供範囲に関わる内容であり、仕様書では規定しない整理としていました。一方で、ファイルサーバについては、構築主体や配置場所に関する質問、それらを規定すべきといった意見が構成員から多く寄せられました。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

共通機能全体の考え方として、**標準準拠システムと疎結合の形で別システムとして機能配置**することのみ規定している

1.4. 標準準拠システムと本仕様書が対象とする共通機能の関係性

本仕様書が対象とする共通機能は、標準準拠システムに必要な機能のうち、複数の標準準拠システムに共通する機能要件を規定したものであり、標準準拠システムと疎結合の形で別システムとして機能配置することを想定するものである。

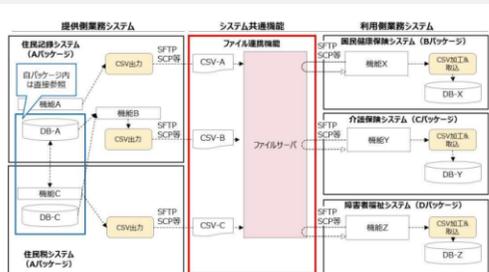


図 2-2 ファイル連携

共通機能標準仕様書:機能要件

ファイルサーバの実装場所は問わないこととしている

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID	機能要件
030 庁内データ連携機能	1.3 ファイル連携		ファイルサーバ	0300012	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内データ連携用に連携ファイルを送受信するためのファイルサーバを構築すること。 ※ 提供側業務システム上に構築、利用側業務システム上に構築、それ以外の環境に構築といった実装場所は問わない。

構成員の意見

- ✓ ファイルサーバの設置自体は、**提供側・利用側どちらで行う想定か？**もしくは地方団体が別個に設置するものか？
- ✓ これまで（標準化前）の導入において庁内共有の連携用ファイルサーバが必要とされるケースの場合、**自治体若しくは基幹系（住基・税）ベンダーが用意することがほとんど**でした。一業務として連携用ファイルサーバを構築することはもちろん可能ですが、**各業務で共通的に使用される想定**の仕様書内図2-2のイメージにはすぐわないと考えております。
- ✓ 利用側業務システムとしても、**自治体内で連携用ファイルサーバが複数存在するようなケースは避けたい**
- ✓ ファイルサーバの配置について、**自治体毎に一つだけ存在すべきなのか、標準準拠システム毎に配置した複数存在も可能か、どちらのケースも可能なのか**を共通機能標準準拠仕様書に明示したほうがよい

2.1.1.ファイルサーバの構築主体・配置の規定

事業者ごとの解釈のもとファイルサーバが乱立してシステム間連携が複雑化したり、それによって費用の増大したりすることが懸念されることから、一定の方針を示す方向で検討したいと考えます。もしくは、パターンの例示が有効でしょうか。ご意見をお願いいたします。

考え方

ファイルサーバの構築主体・配置について、**実装の効率性を念頭に**想定パターンを設定



対応方針（案）

取り扱い

2_リファレンス提供（強制力はない）

<構成員への情報提供依頼>

ファイルサーバの構築・提供の主体、配置場所等については、以下のようなパターンが考えられます。#3をベースラインとして定めてはどうかと検討しておりますが、ご意見いただけますでしょうか。またベースラインを定めず、提供パターンの例示が有効でしょうか。

内容

#	構築・提供パターン		補足（考え方など）
	主体	配置場所等	
1		ファイルサーバのみを独立して提供	—
2	ベンダ	他の共通機能も含めて提供	現行システムにおける統合基盤・共通基盤と同様の考え方
3		住民記録システムと一体的に提供	多くの基幹業務システムに対するファイルの提供側システムと一体的に提供
4		EUC機能と一体的に提供	多くの基幹業務システムからファイルの受領する（利用側）システムと一体的に提供
5	自治体	自治体が独自に構築	標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）の利用も念頭に独自に構築

2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様（①独自施策システム）

独自施策システムとの連携については、データ要件・連携要件として考え方を定め、共通機能の標準仕様書として特段機能を規定しない整理としていました。一方で、カスタマイズが原則不可である中における実現方法についての照会が多数寄せられました。

仕様書の規定

データ要件・連携要件標準仕様書:本編

機能別連携仕様においてAPI連携により受け取ることとしているデータ項目以外のデータの受け渡しが必要な場合にファイル連携を利用可能であることを規定している

3.3 独自施策システム等連携仕様

(3) 連携対象システムが、基本データリストに規定するデータ項目のうち、機能別連携仕様において API 連携により受け取ることとしているデータ項目以外のデータが必要な場合、標準準拠システムは、当該データ項目のデータをファイル出力して、連携対象システムにおいて利用することができる。なお、当該データ項目が多く地方公共団体において API 連携する必要があることが明らかになった場合には、API 連携が可能となるように、本仕様書に規定する。

(4) 標準準拠システムが、基本データリストに規定するデータ項目のうち、機能別連携仕様において API 連携により受け取ることとしているデータ項目以外のデータを受け取る必要がある場合、標準準拠システムは、連携対象システムから、必要なデータ項目のデータを、ファイル連携により受け取ることができる。なお、当該データ項目のデータが多く地方公共団体において API 連携する必要があることが明らかになった場合には、API 連携が可能となるように、本仕様書に規定する。

共通機能標準仕様書:本編及び機能要件

ファイルサーバに関する特段規定なし

構成員の意見

<規定の必要性>

- ✓ **連携ファイル格納場所は20業務の標準準拠システムで共有を想定しているようですが、標準準拠システム以外も同様なのか等、環境構築時の前提情報を教えてください。**
- ✓ **標準準拠システム以外の業務とのデータ連携について、最低限準拠を求める仕様の検討が必要。**「基本データリストに規定するデータ項目の範囲内」としか定義がなく、具体的な項目が不明のため。特に、連携要件に記載される「データ集合名」から基本データリスト内のどの項目を対象として扱うか不明のため。

<独自施策システムへデータを渡す場合の規定>

- ✓ **ファイル連携では「API 連携により受け取ることとしているデータ項目以外」が対象になることは少ないはずで、実用に対応できないのではないか。**
- ✓ **個別にファイル出力機能を作ることを要求するのか。それはカスタマイズ禁止に抵触するので許されないのではないか。**では、この「ファイル出力して」は EUC 機能の事を指すのか。

<独自施策システムからデータを受け取る場合の規定>

- ✓ **ファイル連携の読み込み側は標準準拠システムが出力したファイルを読み込む意図の機能しかない**
- ✓ **独自施策システムが他の標準準拠システムに代わって、相当する連携ファイルを出力する場合は問題ないかもしれないが、通常の独自施策システムでは、標準準拠システムにはない機能を分担するのであり、ファイルの内容も自ずと異なるのではないか。**仮に、ファイルの内容は同じであったとしても取り込み側は異なる機能として読み込みを行うのではないのか。これもカスタマイズ禁止の状態でのどのように実現する想定なのか

2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様（①独自施策システム）

ご意見を踏まえ、自治体がそれぞれ個々に検討することは非効率と考えられることから、独自施策システムとのファイル連携をどのように実現するかについての考え方について、ベースラインを示すことといたします。

考え方

標準仕様に基づき、標準準拠システムに**独自施策システムとのファイル連携機能を設ける際の実装方法のベースライン**を提示する



取り扱い

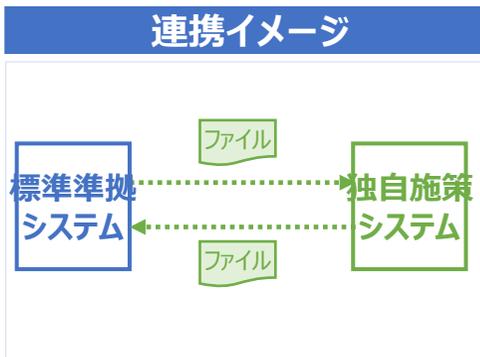
2_リファレンス提供（強制力はない）

独自施策システムとのファイルを用いたデータ連携機能は、基本データリストに規定するデータ項目のうち、機能別連携仕様においてAPI連携により受け取ることとしているデータ項目以外のデータが必要な場合に認められます。その際、以下2つの方式をベースラインとして、各団体における移行方法を踏まえた検討をお願いします。

→ 標準化IF
→ 独自IF

内容

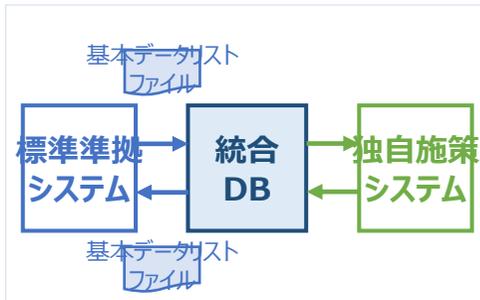
1
独自のファイル連携IFを設ける方式
(※条件あり)



概要

- ✓ 機能別連携仕様に規定されたAPI連携では必要なデータの受け渡しができない場合に限り、標準準拠システムにファイル出力・取込の独自IFを設ける（API連携の独自IFは不可）

2
統合DBに独自IFを設ける方式



概要

- ✓ 基本データリストに基づいて出力したファイル取り込んだ統合DBに対して独自IFを設ける（標準準拠システムにカスタマイズが発生するわけではないため、API連携の実装も可能）

2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様（②外部システム）

外部システムとの連携に関しては外部システムの接続仕様書に従うことのみを定め、庁内データ連携に用いるファイルサーバとの関係については特段規定していません。一方で、構成員からそれらの取り扱いを確認する質問が寄せられています。

仕様書の規定

データ要件・連携要件標準仕様書:本編

外部システムの接続仕様書に従うことを規定している

② 外部システムとの関係

標準準拠システムと外部システムとの連携に当たっては、標準準拠システムのデータ要件・連携要件に関する標準化基準との整合性を確保しなければなりません。

具体的には、連携要件の標準において、次のとおり規定する。

- (a) 当該外部システムにおいて、統一的なインターフェース仕様がある場合は、連携するデータ及び連携のためのインターフェースについては、「(連携する)外部システムに係る接続仕様書によること」と規定する。
- (b) 当該外部システムにおいて、統一的なインターフェース仕様がない場合は、「連携するデータ項目は、基本データリストに規定するデータ項目の範囲内で対応すること」と規定する。

共通機能標準仕様書:本編

データ要件・連携要件と同様、外部システムのIF仕様に従うことを規定しているが、**ファイルサーバの利用について言及なし**

1.6. 標準化基準の作成方針

共通機能の標準仕様書の作成方針は、次のとおりとする。

- (1) 標準準拠システムにおける、本仕様書が対象とする共通機能のインターフェース部分のカスタマイズを発生させないようにするため、本仕様書が対象とする共通機能と標準準拠システムとのインターフェースについて標準仕様を作成する。
- (2) 本仕様書が対象とする共通機能におけるマイナポータルや中間サーバ等の外部システムとのインターフェースについては、外部システムのインターフェース仕様に従う。

構成員の意見

- ✓ 国保連端末などの外部システム向けにファイルを出力し、当該連携ファイルを手動で**外部システムに取り込む際は、共通機能における庁内データ連携基盤を利用する必要はあるか**（その場合、エンドユーザーは当該連携基盤にアクセス可能なのか）現在、機能別連携仕様には「標準準拠システム」と「外部システム」への連携が記載されているが、**「外部システム」が手動でのファイル取り込みの場合の運用が不明確**なため



2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様（②外部システム）

ご意見を踏まえ、外部システムとの連携と庁内データ連携に用いるファイルサーバの関係性・利用可否について仕様書に規定する必要があると考えています。

考え方

取り扱いの明確化のため、外部システムとの連携の利用は想定していないことを仕様として明記した方がよいと判断

なお、外部システムとの連携においては、現行システムと同等以上のセキュリティ対策を実施いただく必要がある



取り扱い

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

ファイルサーバの機能要件に、外部システムとの連携には使用してはならない旨を追記することとします。

内容

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分
030 庁内データ連携機能	1.3 ファイル連携		ファイルサーバ	0300012	・庁内データ連携用に連携ファイルを送受信するためのファイルサーバを構築すること。 ※提供側業務システム上に構築、利用側業務システム上に構築、それ以外の環境に構築といった実装場所は問わない。	実装必須機能

2.1.3. 認証認可方式の規定

ファイル連携の認証認可方式については、特段の規定を行っていませんが、方式の例示とともに明確にした方が良いという意見が構成員から寄せられました。

仕様書の規定

共通機能標準仕様書:機能要件

ファイル連携の認証については規定なし

<参考：API連携に関する認証に関する機能要件>

共通機能 機能要件(第1.0版)						
大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分
030 庁内データ連携機能	1.2 API連携		利用側業務システムの認証	0300006	*OAuth2.0 アクセストークン:Bearerタイプ、認証方式:client_secret_jwtを採用すること。	実装必須機能

共通機能標準仕様書:ファイル連携に関する詳細技術仕様書

規定なし

<参考：目次>

1. ファイル連携に関する詳細技術仕様の位置づけ
 - 1.1. ファイル連携に関する詳細技術仕様の位置づけ
2. ファイル連携に関する詳細技術仕様について
 - 2.1. 連携フォルダについて
 - 2.2. 連携ファイルについて
 - 2.3. 権限管理

構成員の意見

- ✓ ファイル連携の認証認可方式を対応するか否か、対応する場合の仕様について検討させていただきたい
- ✓ 庁内データ連携はインターネット上での連携ではないため、「公開鍵方式」もしくは「パスワード認証 + 接続元IPアドレス制限」の認証でよいのではないかと考えます。

2.1.3. 認証認可方式の規定

ファイル連携の認証・認可もAPI連携と同程度のセキュリティレベルを担保することが必要と考えていますが、ご意見をお願いします。

考え方

ファイル連携の認証・認可もAPI連携と同程度のセキュリティレベルを担保することが必要



対応方針（案）

取り扱い

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

内容

共通機能標準仕様書において、API連携の認証・認可はOAuth2.0（トークンタイプ：Bearer、認証方式：client_secret_jwt）としているところ、ファイル連携の認証・認可の方式としてどのような対応をすべきかを検討しています。なお、この方式を規定する場合、機能要件で規定するデータ通信の暗号化方式（SFTP、SCP等）もあわせて見直すことを想定しています。

<構成員への情報提供依頼>

1. 現状、ファイル連携を行う際、どのような認証、認可方式を採用し、実施していますでしょうか。複数パターンある場合はそれぞれどのようなパターンかを教えてください。
2. API連携と同程度のセキュリティレベルを担保するために、API連携の認証・認可同様にOAuth2.0（トークンタイプ：Bearer、認証方式：client_secret_jwt）を想定していますが、ご意見をお願いいたします。また、OAuth2.0以外に考えられる方式があれば、教えてください。

2.1.4. データ出力タイミング（日次/月次/年次）の規定

データ出力タイミングは自治体ごとの運用によるため、標準仕様を規定していません。一方で、出力タイミングの規定を求める意見が複数寄せられた。

仕様書の規定

データ要件・連携要件標準仕様書:本編

機能別連携仕様でも個別の出力タイミングは規定していない

<機能別連携仕様の規定項目>

(a) 連携機能 （「どのような場合に」）	① 連携ID（枝番含む）
	② 標準仕様書関連箇所
	③ 連携機能名Lv1
	④ 連携機能名Lv2
	⑤ 機能説明
	⑥ 必須/任意
(b) 対象データ （「どのデータを」）	⑦ データ集合名
	⑧ データ項目ID
	⑨ データ項目名
	⑩ 備考
(c) 連携方法 （「どの標準準拠システム等に対し、どのように提供（Output）又は照会（Input）を行うか」）	⑪ リアル連携
	⑫ ファイル連携
	⑬ 連携先・連携方向

構成員の意見

- ✓ データ出力タイミング（日次or月次or年次）を決める必要がある。
- ✓ 同様に基本データリストで連携を行う場合にも決める必要がある。

2.1.4. データ出力タイミング（日次/月次/年次）の規定

データ出力タイミングの規定について、必要性について構成員の意見を確認した上で、検討対象とすべきかの判断を行うこととしたいと考えます。

考え方

データ出力タイミングや連携頻度については**業務特性や団体規模、運用によって異なるもの**であり、**標準仕様を定めることは困難**と考えられる

また、標準仕様を定めてしまうことで、これらの**差異を吸収できず、逆に運用に耐えられなくなる**可能性が懸念される



対応方針（案）

取り扱い

3_ベンダ・自治体裁量

内容

仕様の見直し・追加等は不要と考えます。

2.2.その他ファイル連携に関するサブ課題への対応方針案

その他サブ課題に紐づく意見に対する、対応方針（案）等は以下の通り考えています。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
2.2.1.連携単位（全件/差分/1件）の規定	データ出力単位（全件or差分）を決める必要がある。	データの連携単位は出カタイミングや連携頻度にとともに、業務特性や団体規模、運用によって異なるものであり、標準仕様を定めることは困難 一方、標準仕様を定めることで、これらの差異を吸収できず、逆に運用に耐えられなくなる可能性が懸念されるため、共通的な仕様定めない 一方で、全件・差分等が自治体によって異なることを想定し、必要となる機能を設けることとする	【全件・差分の両方に対応するための規定】 ファイル連携については、全件か差分の規定とし、アプリケーションとしては、どちらも対応ができるようにするという方針として、「データ要件・連携要件標準仕様書」に記載するようにいたします。	1-2_仕様書への反映（連携要件）
	連携単位毎の仕様書が示される場合、連携データの抽出条件が示されるという認識で良いでしょうか？（全件取得なのか、差分取得なのか、1件取得なのか等を含む）		【連携単位を識別するため機能や命名規則の規定】 差分連携や削除連携については禁止しておらず、各標準準拠システムベンダ間の協議事項とする考えでしたが、その場合のフォルダやファイルの命名規則は必要であると考えられるため、「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」への追記を今後検討します。	1-1_仕様書への反映（実装必須機能）
	連携データの作成について全件を提供となるか、差分を提供となるか明示されていない。両方の連携が可能とするなら命名規約に加味した方がよいと考える。		【差分連携の定義、実現方法など詳細の定義】 差分連携の定義は、「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」もしくは、「データ要件・連携要件標準仕様書」に記載するようにいたします。	1-1_仕様書への反映（実装必須機能）
	ファイル連携時の場合、全件・差分の判断が利用側業務で判断できる仕組みが必要。			
	1.2 ファイル連携として期待される機能水準がわかりにくい 「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」では、提供側業務システムは、利用側業務システム単位に別々の連携ファイル(全件・差分に関わらず)を作成すること。とある。 差分との記載があるが、全件連携、差分連携などは何処で定義されるのか。また、差分連携の実現方法はどのようになるのか。			

2.2.その他ファイル連携に関するサブ課題への対応方針案

つづき

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
2.2.1.連携単位（全件/差分/1件）の規定 （つづき）	API連携において全件取得は実施せず、全件取得はファイル連携のみとすることを明示した方が良い。（仮にAPI連携でも全件取得を想定する場合は、パラメータで全件取得の指定が必要と考える）	-	<構成員への情報提供依頼> 業務要件上、API連携においても全件取得が必要なケースは発生すると想定しています。パラメータで全件取得の指定が必要か否かについて検討したいため、パラメータで全件取得の指定を行うことでどのようなメリットがあるのか教えてください。	9_その他
	ファイル連携は現在のレイアウトでは全データ出力・取込を前提にしているように見えます。登録・更新したデータのみ連携（差分連携）、削除したデータの連携（削除連携）の仕組みが必要と考えます。 （滞納管理では滞納者抽出等のオンライン一括処理において必要な連携データが多数存在するが、API連携では処理速度に問題があると懸念されるため。一方ファイル連携（全データ連携）では特に中核市や指定都市などデータ量の多い団体では運用に乗らないため。）	-	削除連携についての必要性を認識しましたので、機能別連携仕様上で論理削除を識別するための列を設ける方向で検討します。 ※差分連携については前ページに規定した通りの方針とします。	1-2_仕様書への反映（連携要件）

2.2.その他ファイル連携に関するサブ課題への対応方針案

つづき

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
2.2.2.ファイル連携における版数判断仕様の規定	<p>ファイル連携の場合、版数の判断ができる定義がない。格納完了通知ファイルに記載してはどうか。</p> <p>ファイル連携として期待される機能水準がわかりにくい また、ファイル名としてミリ秒までの時間を指定することになっているが、この時間はどの時点の時間を指すのか。複数ファイル出力時に順序性が発生した場合、末尾連番を利用とあるが、同じミリ秒単位のファイル名になることをどのように保証するのか。連続した処理で発生したファイルについてはどのように考えるのか。</p>	<p>既存仕様にてファイル名にて版数を管理する規定をしており、追加の規定は不要と考えます。</p>	<p>以下に規定した通り、ミリ秒のタイムスタンプ及びカウントアップで版数の判断が可能となると想定しています。不足と考える具体的な内容があればご意見をお願いします。</p> <p>ファイル連携に関する詳細技術仕様書 2.2.1.連携ファイル命名規則 ①連携ファイルの命名規則は以下のとおり。</p> <p>{機能ID + 枝番} _YYYYMMDDhhmmssfff_{9}.csv</p> <p>連携ファイル名（機能別連携仕様にて、I/Oがoutputとなっている連携機能名の「機能ID+枝番」を採用）の後ろにスネイクケース（単語間をアンダースコアで繋げる表記法）を使用し、ファイル出力したタイムスタンプ（年月日時分秒ミリ秒）及び連番（タイムスタンプが重複しない場合は1固定として、重複する場合に限りカウントアップする）を含めること。なお、拡張子は小文字の「csv」とすること。</p>	<p>4_既存仕様にて規定済</p>

2.2.その他ファイル連携に関するサブ課題への対応方針案

つづき

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
2.2.3.リクエストパラメータの規定	ファイル連携についても、API同様、業務ニーズにあわせてIF設計の考慮が必要ではないか。たとえば、税務（住民税）のデータを利用する側は、年度を指定したデータ取得が必要になるケースが見込まれる。	—	ファイル連携については、全件か差分の規定とし、アプリケーションとしては、どちらも対応ができるようにするという方針として、「データ要件・連携要件標準仕様書」に記載するよういたします。	1-2_仕様書への反映（連携要件）
2.2.4.権限付与の主體の見直し	権限付与を提供側業務システムが行うとありますが、システム共通機能のサーバーに対して提供側業務システムが行ってよいのか？システム共通機能ベンダーが調整・付与するのではないかと考える。	システム共通機能を担うベンダーがないケースも想定されることを踏まえ、権限付与は提供側業務システムが担う仕様としています。	仕様の見直し・既定の追加は不要と考えます。	4_既存仕様にて規定済
2.2.5.データ連携元システムとの整合性確認	ファイル連携にて自システムへ取込んだ後に、定期的に連携元との整合性確認が出来るような仕組みは想定していますでしょうか？	定期的に連携元との整合性確認が出来るような仕組みは想定しておりません。	仕様の見直し・既定の追加は不要と考えます。以下に規定した通り、ファイル取込時の整合性確認は想定していますが、取り込み後に定期的に整合性確認を行うことは想定しておりません。具体的なユースケースがあれば、ご意見をお願いします。 ファイル連携に関する詳細技術仕様書2.2.10.連携ファイル取込 ②連携ファイルを取り込む際に、連携ファイルのファイルサイズ（バイト）「ヘッダ情報を含まない実データの行数」が、格納完了通知ファイルに記載の「2行目：連携ファイルのファイルサイズ（バイト）」「3行目：連携ファイルのレコード数」と整合性が取れていることを確認すること。	4_既存仕様にて規定済

2.2.その他ファイル連携に関するサブ課題への対応方針案

つづき

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
2.2.6.ファイル連携のエラー時の再処理の規定	ファイル連携として期待される機能水準がわかりにくい さらに、エラー発生時の再処理などの規定はどのようになるのか。	エラー処理については、各基幹業務の標準仕様書を含めて細かな記載をしていないこととの整合の観点から、リファレンスとして一定の考え方を示すこととします。	以下の対応が効率的と考えますが、事業者・自治体の判断において、これ以外の方法を妨げるものではありません。 ①ファイル格納時のエラー： 職員が利用側業務システムに一報後、提供側システムが再処理 ②ファイル取得時のエラー： 利用側業務システムにてファイルの存在等の確認後に再処理	2_リファレンス提供（強制力はない）
2.2.7.機能別連携仕様における繰り返しの規定	基本データリストには「繰り返し」列がある。機能別連携仕様には現在のところないが、機能別連携仕様にも「繰り返し」が追加される場合、CSVにおける任意の繰り返し項目の項目定義の仕様が必要	-	機能別連携仕様に繰り返しがある場合は、繰り返しの回数分、データ出力を行う想定です。ファイル出力における細かい規定、ヘッダーや改行コードについても「データ要件・連携要件標準仕様書」に記載するようにいたします。	1-2_仕様書への反映（連携要件）
2.2.8.項目名表記の定義（日本語/ローマ字）	項目名は日本語かローマ字かの定義がファイル連携には無いので記載が必要	-	ファイル連携に関する詳細技術仕様書に項目名を日本語とする旨の規定を追加します。	1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

2.2.その他ファイル連携に関するサブ課題への対応方針案

つづき

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
2.2.9.データ要件・連携要件標準仕様書と共通機能標準仕様書の単語の定義（「リアル連携」「ファイル連携」「API連携」）	データ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】における「リアル連携」「ファイル連携」という単語と共通機能標準仕様書【第1.0版】における「API連携」「ファイル連携」の単語の定義が異なると思われるが、定義を明記していただきたい。	—	定義の差異を確認した上で、仕様書へ規定することとします。	1-2_仕様書への反映（連携要件）
2.2.10.適合確認	公開予定であるファイル連携のINPUT又はOUTPUTテストについて、実施時期及び実施方法はどのように措定していますでしょうか？	—	データ要件・連携要件に関する適合性確認については、デジタル庁において検討中であり、実施方法等については、別途お示しする予定です。	9_その他
2.2.11.ファイル連携仕様書の公開	別紙4-2_API仕様書_標準様式【第1.0版】.xlsxのように、連携単位毎の仕様書は示されるのでしょうか？	—	連携単位に作成する想定ではなく、公開された仕様書を基にご対応いただきたいと考えております。他方、API連携に関するサブ課題「1.1.4.APIの業務間の対応関係の整理」において、現状の機能別連携仕様では対応が困難という可能性を考え、機能別連携仕様の変更を検討しております。	9_その他